

独立行政法人国立病院機構中期計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項に基づき令和 6 年 2 月 27 日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第 30 条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。

令和 6 年 3 月 28 日

独立行政法人国立病院機構
理事長 楠 岡 英 雄

前文

我が国では、2040 年頃に向けて本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしている中で、医療・介護などのサービス提供体制について、今後のニーズや人口動態の変化、コロナ禍を乗り越える中で顕在化した課題も踏まえ、質の高いサービスを効率的・効果的に提供できる体制を構築する観点から、地域包括ケアシステム及び地域医療構想（医療の機能分化と連携）の更なる推進、人材の確保・育成、働き方改革、デジタル技術の著しい進展に対応していくことなどが必要とされている。

国立病院機構（以下「機構」という。）は、第 1 期から第 4 期までの中期計画期間を「創成期」、「成長期」、「調整期」、「変革期」と位置づけ業務運営を行ってきたところであるが、第 4 期における新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応において、臨時医療施設の設置を含む新型コロナ病床の確保や機構以外の病院等に対する人材派遣など、地域の医療提供体制の確保に大きく貢献し、改めて、機構の有する全国的な病院ネットワーク等の人的・物的資源の強みが明らかとなった。

第 5 期においては、こうした強みを最大限生かしながら、災害や新興感染症等への備えや医療DX対応など、新たに求められる又は強化が求められる役割を含め国の医療政策に積極的に対応することを目指す。

また、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく精神科医療など他の設置主体では人材を含む体制の整備が困難又は不採算であることから実施が困難とされる分野（以下「セーフティネット分野」という。）の医療、5 疾病 6 事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療を引き続き着実に実施していく。

加えて、地域の医療需要の変化への自主的な適応（病院が実施したい医療から病院の機能に応じて地域から求められる医療への転換）や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等（「治す医療」から「治し、生活を支える医療」への転換）を更に進め、地域包括ケアシステム及び地域医療構想の実現に貢献する。

あわせて、医療を発展させるための臨床研究や人材育成のための教育研修を実施し、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与する。

こうした取組を支えるため、必要な人材の確保・育成等を行うとともに、関係機関と連携しながら資金の確保に努め、機構のスケールメリットを生かして資金を有効活用し、法人経営の持続的な健全性が保たれるよう、経営改善に向けた不断の取組を進めていく。

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 診療事業

診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、機構の機能を最大限活用しながら、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。

(1) 医療の提供

① 患者の目線に立った医療の提供

従来患者満足度調査に患者経験価値調査（PXサーベイ）の要素を取り入れた調査を実施し、具体的な改善点を把握した上で、各病院でPDCAサイクルを回し、患者の目線に立った医療の提供を推進する。

患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実させるとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。

疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。

② 安心・安全な医療の提供

安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。

また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。これら取組の成果を医療安全報告書の公表など情報発信に努める。

③ 質の高い医療の提供

高度な専門性の下に多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。

また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、新興感染症等に対応できる感染管理認定看護師の配置を促進するとともに、医師のタスク・シフト/シェアにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置及び活用を促進する。

あわせて、業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置を進める。

さらに、機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標の新規項目

開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDCAサイクルを回し、継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、機構の医療の質の向上を図る。

これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。

【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させる。
- ② 認定看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させる。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- ④ 診療放射線技師、臨床検査技師のそれぞれにおいて業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合を、毎年度、前年度より増加させる。

(2) 地域医療への貢献

① 医療計画等で求められる機能の発揮

2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、不採算等の理由から他の設置主体の実施が困難である医療も行い、地域に求められる医療に貢献する。

その上で、機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを検討、実施していく。

また、地域包括ケアシステムの拡充のため、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。

② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献

地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、

- ・ 在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること
- ・ グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること
- ・ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護について、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図ること

等によって在宅医療及び在宅療養支援を行う。

特に、セーフティネット分野の医療を提供する病院においては、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組む。

また、各病院において、地域移行の促進に資するよう、在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。

【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- ④ 入退院支援実施率を、毎年度、前年度より増加させる。
- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させる。

（3）国の医療政策への貢献

① 国の危機管理に際して求められる医療の提供

災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成や必要な施設整備を行うなどにより、地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化する。

DMA T事務局の体制強化を通じ、国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発災時に必要な医療を確実に提供する。

② セーフティネット分野の医療の確実な提供

2040年に向けて、引き続き機構が自主性を保ちながら良質な医療を提供し地域から必要とされる医療機関として選ばれ続ける努力をした上、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、医療観察法に基づく精神科医療など多くの設置主体では体制の整備が困難又は不採算とされることから、アプローチが困難とされる分野についても、患者・家族が安心して治療及び療養ができるよう、各地域において、セーフティネットとして支えていくとともに、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を生かし、我が国における中心的な役割を果たす。

特に、以下については、積極的な取組を進める。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護サービスの更なる充実
- ・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者及び医療的ケア児の受入れ
- ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての

機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供

- ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進
- ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献
- ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応

③ エイズへの取組推進

ブロック拠点病院においては、H I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。

④ 医療DX

国の医療DX（全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等）のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、各施設の診療系ネットワークを接続する「診療系新システムのプラットフォーム」の導入を進める。また、マイナ保険証や電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進める。

⑤ 重点課題に対応するモデル事業等の実施

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021 について」（令和3年6月18日閣議決定）による政府目標等を踏まえ、令和6年度以降も継続して後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用促進は必要であることから、更に促進する。

【指標】

- ① 災害時における事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を、中期目標期間中において、全病院で実施する。
- ② 後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用割合を、毎年度、数量ベースで85%以上とする。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする（再掲）。
- ④ 診療系プラットフォームの参加病院数を毎年度、前年度より増加させる。
また、電子カルテの整備率を、令和12年までに100%とすることを見据え、電子

カルテの導入病院数を毎年度、前年度より増加させる。

2 臨床研究事業

臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してE B M推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのI T基盤を充実する。

(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化

リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。

その際、電子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤（N C D A）や、レセプト・D P Cデータをもとにした診療情報分析システム（M I A）といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。

また、医療の質の向上、臨床研究及び効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。

(2) 大規模臨床研究の推進

病院ネットワークを活用したE B M推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。

これまでに構築してきた臨床研究支援体制を更に強化し、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広くくみ上げ、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。

(3) 迅速で質の高い治験の推進

病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。

(4) 先進医療技術の臨床導入の推進

先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。

また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。

(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成

国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、CRC、臨床研究を実施する医師又は臨床研究部門を統括する管理者を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。また、若手研究者を育成するための研究枠を設けることで、将来臨床研究を担える人材を育成する。

機構職員が筆頭著者の英文原著論文を対象にした表彰制度を継続し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。

【指標】

- ① 診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とする。
- ② 英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させる。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても機構の特色を生かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。

（1）質の高い医療従事者の育成・確保

① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。平成30年4月から開始された新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。

機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェロシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。

② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援

看護師等養成所について、機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行う。

地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。

高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部

の医療従事者も含めて適切に実施し、特定行為研修修了者を増加させる。

看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTy）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。

また、機構の医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者を育成するため、看護管理者能力開発プログラム（CREATE）を運用、職位に応じた研修等を実施し、機構の医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者の育成を引き続き推進する。

③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援

チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。

（２）地域医療に貢献する研修事業の実施

地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。

（３）卒前教育の実施

医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。

特に、看護職については実習指導体制を拡充するため、実習指導者講習会修了者の養成を促進する。

【指標】

- ① 看護職の実習指導者講習会修了者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とする。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させる。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させる。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させる。

第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

１ 効率的な業務運営体制

国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、適切なリスクマネジメントを行いつつ、法人経営の健全性を保てるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進する。

（１）職員の業績評価等の適切な実施

職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、機構の業績等に応じた機動性・柔

軟性のある給与制度の構築に取り組む。

(2) 働き方改革への適切な対応

I C Tの活用を含めた労務管理及び業務内容の見直しに積極的に取り組むとともに、引き続きタスク・シフト/シェアを推進し、医師の労働時間短縮を含め、職員全員の勤務環境改善を進める。

(3) 職員の改善意欲向上に資する取組

サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQ C活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。

(4) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり設置したPMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)により、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築

各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。

経営改善の取組等により収支均衡の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度(令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。)以上とすること等を目指す。

(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保

各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。

給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、機構の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。

(2) 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。

また、他の独立行政法人と連携を図りつつ、医薬品・医療機器・医療材料等の共同購入を引き続き実施するとともに、その効果の検証を踏まえ、より効果的な調達方法を工夫し、実施する。

なお、使用医薬品の標準化を推進し、後発医薬品(バイオ後続品を含む。)につい

ては、これまでの取組を継続し、今後もより一層の採用促進を図る。

その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。

(3) 収入の確保

地域における地域医療構想及び地域包括ケアシステムの実現に対応しつつ、経営の安定化を図るため、適切かつ効果的な施設基準の取得等を図る。

また、医業未収金の低減に引き続き努める。

(4) 保有資産の有効活用の推進

土地・建物の保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。

(5) 経営能力の向上への取組

職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。

(6) 一般管理費の適切な執行

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とする。

【指標】

- ① 各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とする。
- ② 前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とする。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図る。

また、長期借入金の元利償還を確実に行う。

- (1) 予 算 別紙1
- (2) 収支計画 別紙2
- (3) 資金計画 別紙3

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 60,000 百万円

(2) 想定される理由

① 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応

② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

5 剰余金の使途

中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）及び借入金の償還に充てる。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講ずる。

職員が安全、安心に働ける職場環境を整備する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止等の各種施策について適切に取り組む。

有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。

技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。

機構の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。

2 施設・設備に関する計画

地域の医療需要と合致した病院機能を維持するため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を行うとともに、災害医療対策、新興感染症等医療対策や医療DX等の各種機能の強じん化を効率的・効果的かつ機動的に行う。

その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うとともに、機構のスケールメリットを生かして資金（機構内で創設した基金等）を有効活用する。

中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の規

定の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）、借入金の償還に充てる。

4 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、機構におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査について、リスクに応じた重点化や効率化及びフォローアップの強化を図り、あわせて、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。

また、監事及び会計監査人の指摘を踏まえた内部統制の推進に努めるとともに、全病院に対する会計監査人の会計監査の実施や、監事と連携した抜き打ち監査を実施する。

さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（倫理研修の実施、通報制度の推進等）により、公正な業務遂行を重視する職場環境の維持に取り組む。

5 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、ゼロトラストアーキテクチャや遠隔地バックアップ等の導入により、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策の強化を図る。

6 広報に関する事項

機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。

7 その他

中期目標で示された「第6 その他業務運営に関する重要事項」の6について適切に対応する。

中期計画（令和6年度から令和10年度）の予算

（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>0</u>
長期借入金等	<u>323,000</u>
業務収入	<u>5,455,572</u>
その他収入	<u>50,966</u>
計	<u>5,829,538</u>
支出	
業務経費	<u>5,226,861</u>
診療業務経費	4,963,922
教育研修業務経費	30,443
臨床研究業務経費	61,279
その他の経費	171,216
施設整備費	<u>460,159</u>
借入金償還	<u>195,089</u>
支払利息	<u>9,489</u>
その他支出	<u>2,469</u>
計	<u>5,894,067</u>

（注1）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）診療報酬改定は、令和6年度改定のみを考慮し、それ以外は考慮していない。

（注3）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額2,778,843百万円を支出する。

上記の額は、役員報酬並びに職員基本給及び職員諸手当給与に相当する範囲の費用である。

中期計画（令和6年度から令和10年度）の収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	<u>5,494,368</u>
診療業務収益	<u>5,398,387</u>
医業収益	5,298,093
運営費交付金収益	0
その他診療業務収益	100,294
教育研修業務収益	<u>22,629</u>
看護師等養成所収益	15,775
研修収益	3,166
運営費交付金収益	25
その他教育研修業務収益	3,663
臨床研究業務収益	<u>44,065</u>
研究収益	38,386
運営費交付金収益	104
その他臨床研究業務収益	5,575
その他経常収益	<u>27,612</u>
財務収益	123
運営費交付金収益	719
その他	26,770
臨時利益	<u>1,675</u>
費用の部	<u>5,611,265</u>
診療業務費	<u>5,448,465</u>
人件費	2,697,176
材料費	1,555,158
諸経費	823,484
減価償却費	372,647
教育研修業務費	<u>34,570</u>
人件費	21,923
諸経費	8,980
減価償却費	3,668
臨床研究業務費	<u>62,793</u>
人件費	33,911
諸経費	27,368
減価償却費	1,514
一般管理費	<u>19,281</u>
人件費	16,209
諸経費	2,922
減価償却費	151
その他経常費用	<u>37,650</u>
財務費用	9,489
その他	28,161
臨時損失	<u>8,506</u>
純利益	<u>△ 116,896</u>
目的積立金取崩額	<u>0</u>
総利益	<u>△ 116,896</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

中期計画（令和6年度から令和10年度）の資金計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
資金収入	<u>5,914,951</u>
業務活動による収入	<u>5,455,572</u>
診療業務による収入	5,368,781
教育研修業務による収入	22,560
臨床研究業務による収入	43,410
その他の収入	20,821
投資活動による収入	<u>50,966</u>
財務活動による収入	<u>323,000</u>
債券発行による収入	0
長期借入による収入	323,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	<u>85,414</u>
資金支出	<u>5,914,951</u>
業務活動による支出	<u>5,236,350</u>
診療業務による支出	4,963,922
教育研修業務による支出	30,443
臨床研究業務による支出	61,279
その他の支出	180,705
投資活動による支出	<u>462,359</u>
有形固定資産の取得による支出	387,199
その他の支出	75,160
財務活動による支出	<u>195,358</u>
長期借入金の返済による支出	195,089
その他の支出	269
次期中期目標の期間への繰越金	<u>20,884</u>

（注）計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

施設・設備に関する計画

国立病院機構の収入のほとんどは自己財源である診療収入であり、この診療収入は、医療環境の変化や国立病院機構の医療面及び経営面の努力等により増減するものである。

また、施設・設備への投資は、診療収入の多寡を左右する面とともに収益力により制約されざるを得ない面がある。

国立病院機構においては、国立病院機構が担うべき医療を中長期的に安定して実施できるよう、本中期計画期間中、施設・設備について、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備のための投資を行うものとする。

このため、本中期計画期間中の総投資額は、第4期中期計画期間中に投資決定した整備を含め、4,602億円程度とし、地域の医療需要や国立病院機構の経営状況を踏まえながら、継続的かつ安定的な投資を行うものとする。

なお、国立病院機構内外の状況の変化に応じて、総投資額は増減があり得るものとする。

区 別	予定額	財 源
施設設備整備 (内訳) 建物整備 医療機器整備 I T 整備	4,602億円±α	長期借入金等（自己資金含む）